

令和5年度（2023年度）

第2回北海道環境審議会自然環境部会

議 事 録

日 時：2023年8月3日（木）午後14時開会  
場 所：第2水産ビル 5階 会議室

## 1. 開 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回北海道環境審議会自然環境部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境生活部自然環境局自然環境課の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数12名のうち10名の委員の方々のご出席をいただいておりますことから、北海道環境審議会条例施行規則第3条第2項の規定によりまして、当部会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

本日は、一部の委員におかれましてはオンラインでのご参加となっておりますことを併せてご報告させていただきます。

また、今回から新たに専門委員としまして北海道獣医師会の廣田専務理事にご参加いただいております。廣田委員、よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（鈴木自然環境課長） それでは、開会に当たりまして、自然環境局長の竹本よりご挨拶を申し上げます。

○竹本自然環境局長 自然環境局長の竹本と申します。

本日は、吉中部会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃から、自然環境行政に様々なお力添えを賜りまして、厚くお礼申し上げます。

5月に開催いたしました前回の部会では、国の新たな生物多様性国家戦略の決定を踏まえまして、道の計画の改定に向けて、計画の目標などについてご審議いただいたところです。

本日は、引き続き、次期計画についてご審議いただくほか、例年、狩猟期間の前にご審議いただいております鳥獣保護区の指定やエゾシカ可猟区域についてを議題としております。

限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木自然環境課長） 続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、会議次第、委員出席者名簿、配席図のほか、会議次第に記載しております資料1-1、資料1-2、資料2-1から資料2-5、資料3-1から資料3-3までとなっております。

不足等がありましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

オンライン参加の委員の方におかれましては、事前にメールでお配りしております資料

のご用意をお願いいたします。

オンライン参加の委員におかれましては、ご発言の際については、挙手か画面の挙手ボタンを押していただきまして、部会長からのご指名の後、マイクのミュート解除をお願いいたします。

本日の議事としましては、諮問案件2件、継続審議案件1件を予定しております。

部会の終了は16時を予定しておりますので、ご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては、吉中部会長をお願いいたします。

吉中部会長、よろしくをお願いいたします。

### 3. 議 事

○吉中部会長 皆さん、どうぞよろしくをお願いいたします。

議事は、お手元にある会議次第のとおり、諮問案件が(1)と(2)の2件、それから、(3)が継続の審議となっております。ご協力をどうぞよろしくをお願いいたします。

まず最初に、諮問ということで、知事から諮問をいただきたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（竹本自然環境局長） 北海道環境審議会会長中村太士様。

道指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について（諮問）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第9項の規定及び法第29条第4項において準用する法第4条第4項の規定により、道指定鳥獣保護区及び道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について諮問いたします。

北海道知事鈴木直道。

もう一件です。

北海道環境審議会会長中村太士様。

令和5年度エゾシカの可猟区域及び期間等について（諮問）。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、令和5年度エゾシカの可猟区域及び期間等について諮問します。

北海道知事鈴木直道。

よろしくをお願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○吉中部会長 ありがとうございます。

今お聞きになっていたとおり、諮問をいただいたところです。

今、お手元に同じものをお配りいただいていると思います。

どちらも、この部会での決議、決定がそのまま答申という形になりますので、今日はそういうことも含めて建設的な議論をしていただければと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めていきたいと思っております。

一つ目は、今、諮問をいただきました（１）鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定についてです。事務局からご説明をお願いします。

○事務局（車田課長補佐） 野生動物対策課の車田と申します。

私から、最初の議事になります道指定鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、まず、資料１－１をご覧ください。

鳥獣保護区に関する諮問案件のご説明に先立ちまして、いわゆる鳥獣保護管理法に基づき道が策定しております鳥獣保護管理事業計画の進捗状況等についてご説明をさせていただきます。

現行の計画でございますが、昨年４月からの５年間を期間とします第１３次計画となっております。

１ページの２の第２、鳥獣保護区等に関する事項ですが、中段に表がございますが、これは１３次計画の５年間の期間中に新規指定や更新などが予定される鳥獣保護区の全体計画の一覧になってございます。

その下の表は、進捗状況としまして、計画初年度となる昨年度におきましては、鳥獣保護区の更新及び特別保護地区の再指定のいずれにつきましても計画どおりの進捗となっているところでございます。

次に、２ページの表をご覧ください。

こちらは今年度の指定等の計画になってございます。

表の一番上に区分が新規指定とされている斜里町の濤釣沼という鳥獣保護区につきましては、今回が新規の指定となり、諮問案件となっております。

２列目以降は、最後の列を除きまして、事業計画どおりの期間の更新または特別保護地区の再指定の計画となっております。

なお、鳥獣保護区につきましては、期間満了を受けて改めて期間を更新する場合は更新、鳥獣保護区内に設定される特別保護地区を更新する場合は再指定という扱いになりますが、この特別保護地区の再指定が諮問対象案件となります。

表でいいますと、真ん中付近の列の鳥獣保護区名の後ろに丸がついているものが今回の諮問対象となるもので、これらにつきましては後ほど改めてご説明を申し上げます。

表の一番下に期間満了とありまして、上川管内名寄市にある風連鳥獣保護区につきましては、表の下の米印以降に説明してございますとおり、事業計画では更新及び特別保護地区の再指定としておりましたが、周辺地域におけるエゾシカの生息数の増加傾向を受けまして、当該鳥獣保護区がエゾシカの避難場所となりまして生息密度が高まり、特に食害による植生環境の資質の低下により、鳥獣保護区としての適性が失われていることから、今回、更新及び再指定しないこととし、本年９月３０日に期間満了となるものでございます。

なお、当該変更につきましては、四角内にある国が定める基準により、鳥獣保護管理事業計画そのものの変更には該当しませんことから、本審議会への諮問の対象案件とはなっ

てございません。

資料1-1の第3以降の項目につきましては、計画どおりの進捗となっておりますので説明は省略させていただきますが、3ページの下に猟区の設定状況とございまして、現在、北海道内に二つの猟区がございますが、こちらの状況につきましては、議事(2)で後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、資料1-2についてご説明をさせていただきます。

本資料につきましては、先ほど申し上げました今回の諮問対象案件関係の資料となります。

本年度に新規指定する1件の鳥獣保護区及び再指定となる14件の鳥獣保護区特別保護地区に関する資料になります。

めくっていただきまして、1ページ目をご覧ください。

ここでは、本審議会自然環境部会にこの案件を諮問する根拠を示しており、今回、いわゆる鳥獣保護管理法に基づき新規に指定する鳥獣保護区と本年9月30日をもって存続期間が満了する特別保護地区の再指定について諮問をさせていただいております。

次の2ページでは、鳥獣保護区指定に関する事務手続の流れを示してございます。

まず、指定計画書の案を作成しまして、その後、関係機関への意見聴取、利害関係人との調整を踏まえまして、7月に2週間の告示を実施しております。各鳥獣保護区及び特別保護地区ともに意見なしということでこの告示を終えております。

そして、本日、この審議会へ諮問させていただきまして、答申をいただいた後、8月下旬に環境大臣への届出を行い、狩猟が始まる10月1日より前の9月下旬に告示をする予定となっております。

めくっていただき、3ページ目をご覧ください。

下の表は、今回の諮問案件となります新規指定鳥獣保護区及び再指定特別保護地区の一覧となっております。

最初の列の丸数字の番号は、その上の位置図と対応しております。

①のみが新規の鳥獣保護区、残る全てが再指定となる特別保護地区です。

2ページに戻っていただきまして、下の表は鳥獣保護区の指定区分となっておりますが、3ページの指定区分の記載はこの指定区分を簡略化した表記となっております。

今回の15件の案件のうち13件は森林鳥獣生息地として指定されているもので、これは多様な鳥獣が生息する地域や生息に適している地域を指定するものです。

残る2件のうち、新規の①は、集団渡来地としまして、渡来する鳥類の種数や個体数が多い湿地や湖沼等を含む地域を指定するもの、一番下の再指定の⑮は、集団繁殖地として、集団で繁殖する鳥獣の保護を図るために指定するものでございます。

なお、この後、各鳥獣保護区等の具体的な説明に入らせていただきますが、例年ですと対象案件は年間数件程度なのですが、昨年度からの5年間の本事業計画期間中は非常に件数が増えておりまして、時間の都合上、昨年同様に一部を抜粋してのご説明と

させていただきますことをご了承くださいますようお願いいたします。

具体的には、今回新規指定となります①の涛釣沼、それから、本年度は唯一の集団繁殖地の再指定となる⑮の渡島大島、残りは全て森林鳥獣生息地となりますので、それらのうち、③の占冠、⑩のピヤシリ及び⑫の雌阿寒の3件を対象とし、計5件についてご説明をさせていただきます。

では、早速ですが、新規指定となる涛釣沼鳥獣保護区についてです。

4ページをご覧ください。

これは区域図でございますが、中央部の赤い実線で囲まれた区域が鳥獣保護区予定地となります。

斜里町のオホーツク海、網走湾の海岸付近に位置し、北側はJR釧網本線、南側は国道244号に挟まれております。

めくっていただき、5ページですが、こちらが概況写真となっております。

区域は、主に海跡湖である沼と、それを取り囲む低層湿原で構成されており、沼の南側には湿性林が広がっております。

6ページ以降は、4ページにわたりまして当該区域の指定計画書の案になっております。

7ページをご覧くださいまして、1の(3)道指定鳥獣保護区の存続期間は、本年10月1日からの20年間となっております。

その下の(4)の②道指定鳥獣保護区の指定目的ですが、当該地域は、ガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけヒシクイ及びマガンの渡来地として重要であるほか、タンチョウ及びオジロワシの繁殖も確認されている。これら生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を鳥獣保護区に指定するとしております。

繰り返しになりますが、集団渡来地を指定区分としているものとなります。

その下の2に総面積の記載があり、面積は78ヘクタールとなっております。

形態別内訳としましては、水面が約40ヘクタール、その他が37ヘクタールとなっております。

次の8ページの上のイのとおり、全域が地方公共団体有地、具体的には斜里町の所有地となっております。

なお、その下のウのとおり、全域が自然公園法に基づきます網走国定公園第2種特別地域となっております。

また、涛釣沼鳥獣保護区予定地につきましては、諮問案件を代表しまして、今週月曜日の7月31日に吉中部会長に現地をご視察していただいております。

吉中部会長には、お忙しい中、また、あいにくの雨の中、現地視察をいただきまして、大変ありがとうございました。

続きまして、資料が飛びますが、16ページをご覧ください。

こちらは、占冠鳥獣保護区特別保護地区の位置図からご覧いただいておりますが、占冠

村の市街地から南西約5キロに位置する占冠鳥獣保護区のうち、東側の位置図では斜線で示されておりますが、こちらが特別保護地区となっております。

区域の北側は鷓川という河川と接してありまして、その左岸側のおおむね北向き斜面となっております。

次の17ページが概況写真です。

左上及び下の写真の川が鷓川になります。

植生としましては、ミズナラなどの広葉樹を主体にトドマツやエゾマツなども混じる針広混交林となっております。

19ページ以降が指定計画案の具体的な内容になりますが、指定存続期間はこちらも同じく20年間です。

同じ19ページの(4)の②特別保護地区の指定目的ですが、クマタカやエゾライチョウなどの森林性鳥類のほか、河川を利用する鳥類も確認でき、野生鳥獣の生息環境として特に良好であり、生息する鳥獣及び生息環境を保全するため、当該地区を特別保護地区に指定するとしてございます。

その下の2のとおり、総面積は約42ヘクタールで、次の20ページをご覧くださいまして、上の所有者別内訳をご覧くださいまして、その全てが国有林の水源涵養保安林となっております。

続きまして、飛びまして58ページをご覧ください。

⑩のピヤシリ鳥獣保護区及び特別保護地区の位置図となっております。

この鳥獣保護区は、オホーツク管内雄武町の市街地から南西約30キロメートルに位置します標高986メートルのピヤシリ岳を南端とする南北に細長い区域で、その中央部付近に所在しますピヤシリ湿原及びその周囲が特別保護地区となっております。

次の59ページが概況写真となります。

ピヤシリ湿原は、標高約920メートルから940メートルに位置する高層湿原で、湿原の植生としましては、ツルコケモモ及びモウセンゴケなどの群落が優占し、そこにワタスゲやガンコウランなどが加わります典型的な山地湿原の植生となっております。

湿原内の池塘の周辺では、ハイマツ、チシマザサ群落にアカエゾマツが混生するほか、湿原の周囲にはハイマツやチシマザサ群落が見られ、アカエゾマツが特有の景観を形成してございます。

続きまして、61ページからが指定計画の内容となっております。

存続期間は、同じく20年間です。

総面積は、約48ヘクタールとなっております。

次の62ページのイのとおり、全域が都道府県有地となっておりますが、具体的に申し上げますと道有林になってございます。

また、その下のウの他の法令のとおり、全域が道自然環境等保全条例に基づきます自然環境保全地域特別地域及び森林法に基づく保健保安林に指定されております。

続きまして、70ページをご覧ください。

資料の70ページが雌阿寒鳥獣保護区特別保護地区の位置図になります。

この鳥獣保護区は、十勝管内足寄町に所在します雌阿寒岳の山頂付近から西山麓にかけての標高700メートルから1,400メートルの斜面に位置する区域で、そのうち特別保護地区はオンネトーの東側に隣接する区域となっております。

次の71ページが概況写真となります。

上の写真の水面部分がオンネトーになりまして、その奥にピークが二つ見えますが、左側が雌阿寒岳ですので、雌阿寒岳のピークから手前の水面の際の部分までが鳥獣保護区となります。

73ページからが指定計画の内容となります。

こちらも、存続期間は同じく20年間になります。

(4)の②特別保護区の指定目的ですが、エゾライチョウやエゾシカをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初、林野庁により特別保護地区に指定され、その後、道指定特別保護地区に移管されたが、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため、現在の存続期間満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、特別保護地区に指定するとしてございます。

次の74ページの上のイのとおり、全域が国有林となっており、また、その下のウのとおり、全域が阿寒摩周国立公園の第1種特別地域及び保安林に指定されております。

最後に、資料の88ページをご覧ください。

88ページは、大島鳥獣保護区特別保護地区の区域図となります。

本鳥獣保護区につきましては、渡島大島の島全体が鳥獣保護区であり、かつ特別保護地区となっております。

この島は、渡島管内松前町の西方沖約60キロメートルの日本海上にある国内最大の無人島で、標高732メートルの江良岳を頂点とする三角すいの形をしており、東西約4キロメートル、南北に約3.5キロメートルの規模となっております。

平地はほとんど発達しておらず、急峻で傾斜が30度を超えるところも多くなっております。

島のほぼ中央部に小さな黒丸三つの三角形がありますが、これは、史跡名勝天然記念物の凡例でございまして、その下に記載されておりますとおり、オオミズナギドリ繁殖地として国の天然記念物に指定されております。

また、島の東の端に大島漁港とありますが、この島付近の海域は水産資源が豊富な漁場となっていることから多くの漁船が操業してきましたが、北海道本道までの距離が遠いことから、悪天候時に避難する港の建設工事が平成2年から始まりまして、昨年までに漁港の本体施設は完成しましたが、まだ附帯的な工事が続いているということです。

次の89ページが概況写真です。

下の2枚の写真は、漁港建設工事に伴う自然環境への影響評価の一環として行われてお



ります植生調査の様子を写した写真となっております。

資料の91ページからが指定計画の内容となっております。

こちら、存続期間は同じく20年間となっております。

(4)の②特別保護地区の指定目的ですが、大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリ最北限の繁殖地として貴重な存在であるとして、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き特別保護地区に指定するとしております。

次の92ページをご覧ください。

上のイに記載のとおり、渡島大島のほとんどが国有地となっておりますが、僅かではありますものの私有地も含まれております。

また、全域が文化財保護法に基づく天然記念物及び道立自然公園条例に基づく松前矢越道立自然公園の第1種特別地域に指定されております。

以上、対象15案件のうち5案件についてご説明を申し上げましたが、説明を省略させていただきました残る10件につきましては、全て森林鳥獣生息地を指定区分とするものでございますが、ご説明しました5件同様、野生鳥獣の生息地として良好な自然環境を維持しており、引き続き再指定を行うこととしているものでございます。

ご説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○吉中部会長 今ご説明をいただきましたことにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら承りたいと思います。

○白木委員 ご説明をありがとうございます。

二つ質問があるのですが、1点目は、新規の指定になる涛釣沼についてです。

渡り鳥の生息、集団渡来地ということでの指定ですけれども、ほかの鳥獣保護区を見ると、大体コアなところは特別保護地区になっていると思います。例えば、涛釣沼の場合は、集団渡来地でもあります。タンチョウやオジロワシなど国内希少種が繁殖しているエリアもありまして、そういった状況から特別保護地区としてもいいのではないかなと思われるのですが、普通地区と特別保護地区との線引きがどのように検討されたのかということをお伺いしたいというのがまず1点です。

○吉中部会長 一旦、そこで切っていただいて、もしお答えいただけるのであれば事務局からお願いします。

○事務局(車田課長補佐) ご質問をありがとうございます。

涛釣沼の鳥獣保護区に特別保護地区を指定しなかった理由ということですが、まず、鳥獣保護区と特別保護地区の違いですけれども、基本的にどちらも狩猟が禁止されるということで、狩猟鳥獣は日本国内で46種が指定されておりますが、その46種の狩猟行為が、禁止される形になります。

それに加えて、特別保護地区になりますと、一定の開発行為の制限があります。工作物の新築や水面埋立て、牧畜の伐採です。

涛釣沼の場合は、先ほどご説明しましたとおり、資料1-2の計画書の8ページの中段にございますとおり、他の法令を含む規制区域ということで、自然公園法上で網走国定公園の第2種特別地域となっております。特別地域も鳥獣保護区と同じようにさらに細かい開発行為が規制されておりますので、事務局としましては、特別保護地区に指定しなくても、自然公園法の第2種特別地域ということで、鳥獣保護区と同じ程度かそれ以上の開発行為の制限がされているということで、今回は鳥獣保護区の指定で整理させていただいたところがございます。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

○白木委員 事情は分かりましたが、例えば、二重に指定することによってマイナスの点等はございますでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 指定する側としては特段マイナスのものはございませんが、そこで何らかの行為を行いたい側にとっては、二つの許認可を得なければならないということが出てくるということと、土地所有者にとってもある程度の制限がかかってしまう形になってございます。

○白木委員 どんなふうに線引きをするかにもよると思うのですが、場所によって違うと思いますが、ここのような鳥類の生息地として非常に重要な場所は、二重に網かけがあるぐらいでもいいのかなというのが私の意見です。

○吉中部会長 ほかのところも一部が特別保護地区になっているものがありますけれども、涛釣沼に限らず、その線引きの合理的な理由というのはどういうふうに考えればいいですか。

○事務局（車田課長補佐） 正直に申し上げますと、今この場で各案件ごとにどういう経緯で二重の網かけ、三重の網かけになっているかどうかまでは確認できませんし、場合によっては、20年の更新期間ということで20年前の状況まで遡らないとそこまでの状況が分かりにくくなっております。

○吉中部会長 ただ、今回、この特別保護地区については指定ということで諮問していただいているわけですから、それぞれの指定理由について、一つずつつまびらかにご説明をいただくかどうかは別としても、事務局として認識していないというのはどうかと思います。

○事務局（車田課長補佐） 認識していないというか、最初に二重、三重の網かけをした経緯については今ここでお答えはできないということですが、特別保護地区については、この14件は全て再指定になりますので、良好な環境が指定当時とそのまま変わらず残されているという判断で再指定とさせていただいております。その理由につきましては、お配りしております資料1-2の指定目的の中でつまびらかにしていると考えてございます。

○白木委員 ほかの地域の特別保護地区設定の理由を見ると、希少種が生息しているからといったことも書いてあります。指定するかどうかは、ほかの指定がかかっているかどうかではなくて、一律の規制理由を基にして設定すべきではないかと思います。

これは、全てのことに関わってくると思います。

○吉中部会長 今のご意見について、ほかの委員から何かありましたらお願いします。

○早稲田委員 涛釣沼のことで、ちょっと視点が違うかもしれませんが、これは新規で今回指定されているということだと思うのですが、今後、保護区を新規でつくっていくというのはいろいろな意味で大事な動きかと思うのですが、経過として、今回、どのような過程を経てここが新規で保護区になったのか、勉強のために教えていただければと思います。

○事務局（車田課長補佐） ご質問をありがとうございます。

涛釣沼につきましては、数年前になりますけれども、地元にお住まいの住民の方、具体的に言うと野鳥の会に所属されていて非常に熱心に活動されている方からご提案があつて、それを踏まえて、町有地になってございますので、町との調整の中で指定が妥当と判断されたものです。そうした関係機関との事前調整を経まして、第13次事業計画を策定するときに新規指定という位置づけで計画上に乗せまして、今回、具体的な指定の手続に入っております。

○早稲田委員 そうしますと、どこかのタイミングで道から市町村等に照会してという形になるのでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 例えば、我々本庁から振興局を通じて新たな候補地があるかといったことを定期的にやっているわけではありません。今回のように地元からご提案をいただいたということで計画にのせた形になります。

○早稲田委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○猿子委員 涛釣沼は、今まで指定していなくて、新規でやっていただけるということで、鳥にとっては非常にありがたいと思っています。

野鳥の会から申請があつたということで、あの人かなと大体イメージはつくのですが、鳥を一生懸命保護しようということで、行ってみたらばんばん鉄砲が撃たれていて、せっかく鳥を見ようと思って行ったら何もいないという残念なことが私も何十回とありまして、やむにやまれず道のほうでやってほしいということで指定していただきまして、野鳥の会としてはとてもありがたいことをしてくれまして、感謝に堪えません。ありがとうございました。

もう一つ、せっかく鳥獣保護区に指定していただいたので、できれば、鳥について分かるような説明の看板みたいなものや、近所に新しくできた鳥獣保護区があるのでぜひ皆さんで行ってみようみたいな動きもしていただくとありがたいと思っています。

それから、渡島大島ですが、私は30年ほど前に、渡島大島はプラスチックごみが大量

にたまるので、渡島大島でゴミ拾いしようということで、10人ほどで渡島大島の大島漁港に3泊ぐらいして、プラゴミをみんなで運びまして、私は鳥を専門に調べました。

渡島大島はオオミズナギドリの繁殖地という鳥好きにとっては有名な場所ですけれども、行ったらまず、ウサギが非常に多くて、ウサギにオオミズナギドリの繁殖が邪魔されているということと、ドブネズミですね。私が行ったときにも、うちの仲間がキスリングをドブネズミにかじられて、中の食べ物を一夜にしてほとんど食われてしまいました。

あそこを歩いていると、二、三十センチぐらいの大きいドブネズミがばんばん出てきて、オオミズナギドリの繁殖地と指定はしているのですけれども、オオミズナギドリはいられないというか、繁殖できないのではないかと思うのです。

保護区に指定されることで、鳥を守る手だても一緒に何かされているのかどうかということをお聞きしたいです。

○吉中部会長 1点目は、涛釣沼を新規指定された場合に、特に解説板等ということだと思いますが、どのような管理措置を予定されているかというご質問です。2点目は、渡島大島の外来種の問題について対策等を何かお考えになっているかということです。

事務局からご説明いただけることがありましたらお願いします。

○事務局（車田課長補佐） まず1点目ですけれども、資料1-2の9ページをご覧くださいと思います。涛釣沼の指定計画書案の最後のページの5に、道指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項としまして、(1)に鳥獣保護区用制札4本、それから案内板1基とありますが、こちらを整備するという計画になってございます。

まず、(1)の制札というのは、皆さん、鳥獣保護区の赤い看板をご覧になったことがあるでしょうか。50センチ掛ける40センチぐらいで、ここは鳥獣保護区ですよと書いてあります。あれは決まった様式になっているのですけれども、今回、あれを4本周囲にやって、ここが鳥獣保護区であるということを分かりやすくすることと、案内板ということで、地形図的な沼の形を変えた道路があったりして、看板が立っている現在地を示した地図を看板として設置する予定となっております。

2点目は、渡島大島の鳥獣保護区内におけるウサギの影響ということですが、ご指摘のとおり、当方でも認識しておりまして、昔、人為的に持ち込まれたアナウサギが攪乱してオオミズナギドリの繁殖に影響を及ぼしているということがございまして、資料1-2の93ページの上から2番目のエに、動物相の概要ということで、そのほか人為的に持ち込まれたアナウサギが繁殖しているが、これによる植生及びオオミズナギドリの繁殖環境への影響が発生しているというところは当然認知しております。

そうなのですが、正直に申し上げますと、先生も行かれたということですが、ここへのアクセスが非常に厳しいということがあります。五、六十キロ離れている島であって、ようやく漁港も完成したのですけれども、漁船をチャーターして行くしかありません。当然、定期航路はございませんので、島に渡すだけで片道20万円、30万円かかるということと、人工的な施設が何もないので食料や水等も全部持っていかなければならないと

ということで、アクセスや滞在が非常に苛酷な地域であります。

そうした面を踏まえますと、今すぐアナウサギの影響を排除するための具体的な取組ができるかどうかというのは、正直に言いまして難しいところではございます。ただ、こういう状況にあることは事実で、国指定の天然記念物になっていますので、所管する文化庁なりと連携して何か手だてを考えていく必要があると思っております。

○吉中部会長 児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 先ほどの白木委員と早稲田委員の質問に関連することですが、先ほどのお話だと、これは住民からの提案があって、町との調整で指定することになったということですが、そうすると、指定区分というのは町の意向なのですか。

先ほどの白木委員の話で、特別保護区に指定しないというやり方に関しては、町とか話が来たときの発案者の意向が利いているということなのか、道のほうで一定の基準があってそれを適用しているということなのか、例えばこのケースの場合にはどうだったのかというお尋ねです。

○事務局（車田課長補佐） 鳥獣保護区にするか、その中に改めて特別保護地区を設けるかについて、数値的な基準や明確な基準はございません。ケース・バイ・ケースで指定したりしなかったりということがあるのかもしれませんが。今回は特に、先ほど申し上げましたとおり、国定公園の一部となって開発行為が規制されて、特別保護地区と同等以上の制限がかけられるということで、実質的には特別保護地区と同じような状況になっているということもありまして、今回は鳥獣保護区の指定とさせていただいた経緯がございまして、町のほうからやめてくれというところではないです。

当然、町有地ですから、町との協議も必要ですし、狩猟団体や環境保全団体との調整も入っているのですけれども、その中で特別保護地区にするなどという経緯ではなくて、鳥獣保護区の指定となったものでございます。

○児矢野委員 特別保護地区にするなどという話があったかなかったかというよりは、鳥獣保護区で、取りあえずほかのところではほかの指定もあるから実質的に大丈夫だろうとお考えになったのは町ですか。

こういう場合というのは、どういうプロセスで行くのか、どういう基準か、一般的な話も含めて、今回の場合は申請があって斜里町とも協議してという話ですけれども、初めからこれで行きたいという話でこうなったのですか、それとも、道から提案されたということなのですか。

○事務局（車田課長補佐） あくまでも本鳥獣保護区は道指定の鳥獣保護区ですから、道が計画を立てて関係者として町なりにご意見を伺っているということですから、道がそういう判断をして計画案を作成した形になります。ですから、町とは、その後、計画案をお示しして、これでどうでしょうかと意見照会をさせていただいているという経緯でございます。

○児矢野委員 そうすると、道としては、今回の場合はこういうのはどうかと言ったこと

に関して、事実上は基準があったということですよ。

○事務局（車田課長補佐） 申し訳ございません。もう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○児矢野委員 道のほうがこういう形で行ったらどうかという提案をされて、それで調整が進んでそうなったというお話なので、道としては、先ほどのお話だと実質的に変わりがないので、だからいいと考えたというお話だったので、要するに、実質的に変わりがないと。

ただ、さっきの話だと、開発の規制が緩くなるというか、全く同じではないというお話をしていましたね。特別地域のほうがよりきついというお話だったと思うのですが、そこのところの適用の判断基準というのは一般論としてはどうなっているのですか。

○事務局（車田課長補佐） 一般的に、道のほうでほかの法令の網かけがこうだからこうしますよ、特保にしますよ、しませんよという基準はございません。個別個別に考えまして、今回はこうした形にさせていただいたということです。

○児矢野委員 個別事情があったということだと思うのですが、その場合の個別事情というのは何だったのでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 繰り返しになりますけれども、国定公園の特別地域に指定されているというのが大きいところです。

○児矢野委員 先ほどの話だと、特別地域に指定するほうが規制がきついとおっしゃっていましたね。

○事務局（車田課長補佐） 鳥獣保護区は特別保護地区、国定公園は特別地域で、特別地域のほうが規制のハードルは高くなっております。

○児矢野委員 高いハードルにしなかった理由は何ですか。

○事務局（車田課長補佐） しなかったのではなくて、既に国定公園の特別地域になっているのです。今回、既に特別地域で高いハードルが設定される場所に、それより低い特別保護地区の網をかけるかどうかという判断をしたときに、より高いものが既に設定されておりますので、今回は通常の鳥獣保護区の指定という形にしたということです。

○吉中部会長 ほかにございませんか。

○赤坂委員 ご説明をありがとうございました。

私も、濤釣沼を含めて、選定の基準、特別区にするのかどうするのかというところは、個別に事情はあると思うのですが、一気通貫したある程度のセオリーが必要になるのではないかと聞いておりました。

話がずれるのですが、風連湖を外された理由がエゾシカ等の影響ということだったのですが、濤釣沼の中身を見ておきますと、（４）管理方針とかに有害鳥獣の申請に関しては対応するということが書いてあると思うのですよね。

こういった対策が取れるのであれば、あえて外してしまうというよりは、エゾシカのほうの影響についても、鳥獣保護区内での捕獲を認めるような方法を取っていくのも一つの

考え方なのかなと思っております。多分、これから先、どんな場所でも、恐らく鳥獣保護区の中でエゾシカの被害はどんどん出てくるという中で、そういった対策が必ず必要になってくると思うので、それを理由に外していくというのはつじつまが合いづらいのかなと思ったのです。その辺のご説明をいただいでよろしいでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 狩猟ではなくて、捕獲、いわゆる有害駆除で対応すべきではないかというご質問かと思えます。

おっしゃるとおり、鳥獣保護区であっても、その中の特別保護地区であっても、狩猟が禁止されておりますけれども、有害駆除等はそれなりの理由があれば、当然許可は必要なのですが、捕獲は可能になりますし、実際にやっているところもございます。

ただ、いわゆる有害駆除は、基本的に地元の住民、地元のハンターさんが実施するのですが、これだけエゾシカが増えていると、周囲の農地への対応で手いっぱいとなっています。ハンターも減っているし、逆にエゾシカは増えているということで、ほかの地域で手いっぱいとなっているところで、風連につきましては、より多くの捕獲圧をかけたいということで、狩猟にすれば北海道内の狩猟者登録をすれば札幌の人でもそこで捕獲をすることができますし、狩猟期間になればエゾシカの避難場所になってしまいますので、より多くの高い捕獲圧をかけるべきではないかと考えて、今回は期間満了ということで更新しないとさせていただいたところです。

○赤坂委員 恐らく、排除することで守れなくなってしまう鳥獣たちと被害とのバランスだと思うのですが、狩猟ではない捕獲だけではもう間に合わないという判断だったという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 間に合わないというよりは、より高い捕獲圧をかけたいということですね。

○赤坂委員 分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 白木委員、お願いします。

○白木委員 先ほどのもう一つの質問は、風連鳥獣保護区の指定解除に関することです。今、赤坂委員のおっしゃったこととほぼ同義なのですが、ちょっと視点が違いまして、もともと鳥獣保護区になった理由としては、森林性鳥類が多様に生息する比較的良好な自然環境が残されている場所だったからと思います。

私は、法律はよく分からないのですが、鳥獣保護区、特別保護地区にもなっていたわけですから、多様な生物、鳥類相が見られたのだと思うのです。

指定解除はエゾシカが理由ということなので何か開発をしたわけではないと思うのですが、先ほどのアナウサギの話とも通じると思いますが、何らかの環境や生物に変化の兆候が見えたときに対策を行うということも鳥獣保護区の保全管理上、必要ではないかと思えます。

エゾシカによって植生が破壊されて、鳥獣に関してかなり多様性が失われたということですが、その因果関係を調査されたということなのですか。

そうであれば、ポテンシャルはもともとあるところですので、安易に指定を外してしまうだけというより、エゾシカの個体数を減らすことである程度の回復がみられたら再指定するといった方策もあった方がよいのではないのでしょうか。エゾシカの増加等により鳥獣保護区内の環境が変わり、一時的に生息鳥獣が減ってしまうようなところは今後も出てくるのではないかと思われ、その都度、指定から外してしまうと保護区が少なくなってしまうという懸念もあります。保護区にするということは、その生物多様性の維持保全は非常に重要な要件でもあるので、外してしまうだけではなくて、いかに多様性の低下を防ぐ、あるいは生物相を回復させるといった措置もあるほうがいいのではないかと思います。

○事務局（車田課長補佐） ご指摘のとおり、今は、エゾシカが多過ぎて、逆に生物多様性のマイナスになっているという考えから今回は更新をしないということになったのですが、ご指摘のとおり、ここで開けたことによって捕獲圧が高まってエゾシカの密度が下がり、植生がもともとの環境に変わってきて、また鳥獣保護区に適した資質になったら改めて指定するという事は不可能ではないです。手続を踏まえて、検討の上、再度指定するという事は当然可能です。

ちょっと古い話になってしまうのですがけれども、風連を含めて、森林鳥獣生息地の鳥獣保護区というのは、昭和38年頃に現行制度ができた頃に国から基準が定められまして、北海道でしたら森林面積2万ヘクタールに最低1か所設置しましょう、面積は1か所当たり300ヘクタール以上という数値目標が当時設定されました。

なぜそんなことをしたのかというと、戦後の荒廃期に狩猟鳥獣に対して捕獲圧が非常に高くなって、減少してしまった狩猟鳥獣の繁殖、増加を図るために、狩猟鳥獣の繁殖拠点とすることを目的として、そうした数値目標を置いて積極的に森林生息地の鳥獣保護区を指定した経緯がございます。それから数十年経過して、狩猟鳥獣、特にエゾシカにつきましては回復を図るような対象ではなくなっていました。

そうした経過がありまして、国も、平成29年に2万ヘクタールに1か所以上設置しましょうといった数値目標は撤廃したという背景がございます。

ということで、風連についても、当初の目的はエゾシカを含む狩猟鳥獣の増加を図るための鳥獣保護区として設定された背景、理由も踏まえまして今回のような判断に至ったものをご理解いただければと思います。

○白木委員 分かりました。ありがとうございます。

審議事項ではないということですが、これに関しては今日で終わりになりますか。

○吉中部会長 皆さんの合意が得られれば終わります。

○白木委員 では、今後でもいいのですが、指定解除というか、こういった理由で満了になるときの資料が欲しいと思います。植生環境がどう変わってしまったのか、それによってここに生息している鳥獣は本来設定した目的からどのぐらい逸脱しているのかということが分かるような資料をつけていただけるといいのではないかと思います。

○事務局（車田課長補佐） 分かりました。



どういうものがお出しできるか、今この場で明確にお答えはできませんけれども、ご意見をいただきましたので、よろしく願いいたします。

○吉中部会長 近藤委員、お願いします。

○近藤委員 確認ですが、風連については10月1日から狩猟ができるという判断でよろしいでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 指定期間が9月30日までですので、そこが可猟区になっていれば、10月1日から狩猟が可能になります。

○近藤委員 それから、今回、初めて狩猟できる場所ということで図面上に出るかと思うのですが、法的に猟場に鉄砲を持って行って猟をする人が増えると銃猟制限ができますね。そういう法律がございましたか。

銃で捕る人が多いと、銃猟制限という鉄砲での捕獲をある程度制限するという法律があったと思うのですが、そういうものも将来的には適用させることができると思うのです。

○事務局（車田課長補佐） 法律上、そういった制度もございますので、狩猟者が多くなってしまって危険が高まれば、そういったことを制限するということは法律上可能ですけれども、今後、風連が開いたことによってどの程度の狩猟者が入り込むかというのは今の段階では分かりませんので、万が一、そういった状況が認められるのであれば、そうした制度の適用も当然考えていくことになるかと思えます。

○近藤委員 分かりました。

○吉中部会長 幾つかご意見をいただきました。

まず、新規の涛釣沼のところです。

私も現場を見させていただきました。白木委員は何度も行っておられるのだと思いますけれども、海水面の周りに低層湿原が広がっていて、その手前に防風林が残っているところなのではないでしょうか、薄い林があって、それが外からの目を少しカバーするような、保護にも役に立っている森林帯が含まれて残されているいいところだなと思いました。季節柄、ガン、ヒシクイはおりませんでしたけれども、オジロワシ、タンチョウは確認することができました。ということで、ここで狩猟が行われるというのは何とか早く止めたいという意識を持って帰ってきました。

という意味で、その一步として鳥獣保護区に指定することは大きな意味があるのかなというのが私の個人的な印象でした。

その上で、そこを特保にするのかしないのかということでいろいろなご意見をいただきましたけれども、法律上どうなっているかということで、今ざっと見ますと、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護またはその生息地の保護を図るため、特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができるということが規定されているようです。

今の事務局のご説明では、既に国定公園、特別地域になっているということで、これ以上、保護を図るため特に新たなものが必要であるとまでは言えないということなのかなと

思って聞いておりました。

ただ、本当にいい場所ですので、ぜひ今後、特別保護地区の指定も視野に検討していただければありがたいと思って帰ってきました。これは、私の個人的な印象も含めてです。

それから、渡島大島の件です。

お配りいただいている資料には、そういう問題があるということが書かれてある一方で、対策については全然書かれていないというか、91ページに、新たな外来生物の侵入は何とか止めようということは書かれてあるのですが、今、既に起きている問題についてどうするのかというのがここからは読めないと思っております。

それから、風連については、今回、諮問案件には含まれていないということですので、どこまで議論すればいいかということもありますが、一つは、第13次北海道鳥獣保護管理事業計画の全体の議論の中で、我々の部会としても、特に解除という案件についてはもう少し具体的に資料等を見た上で、あるいは現場を見た上で慎重に審議すべきだったなど反省をしているところです。

諮問案件には入っておりませんが、今出てきたご意見も議事録には残ると思いますので、今後、十分検討していただければありがたいと思います。

ということで、事務局案のまま答申してよろしいですか。それとも、何かご意見があれば承りたいと思います。

さらに、私が申し上げたとおり、渡島大島は対策、アクセスが難しい、予算がないというご説明でしたけれども、実際に重大な問題が起きているということであれば、それがまたこの鳥獣保護区の資質にも当然影響してくる話になってきますので、その辺りについて、少し前向きな道のお考えをお聞かせいただければ少しは安心できると思ったのですが、まず委員から濤釣沼についてご意見をいただきたいと思います。

○白木委員 今からの特別保護区指定は非常に時間がかかって大変な作業ということですね。議事録以外に、次の更新時には特別保護地区に関する検討を行うということは何か資料みたいなものに残すことはできないのでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 資料ですか。

○白木委員 今後の課題や検討事項として審議会が終わると、それで終わってしまうことが非常に多いので、正式な検討課題として次に審議される方法があれば、そのようになるよう記していただければと思います。

あと、濤釣沼のことだけではなく、次の鳥獣保護管理事業計画を立てる際に特別保護区と普通地区の指定の指針や、指定解除の在り方についても議題に入れていただくことができればと思います。

また、第14次鳥獣保護管理事業計画を立てるときには、指定や更新だけでなく、解除に関しても検討課題として審議事項に入れていただくことをどこかに記していただければと思います。

○事務局（車田課長補佐） 2点いただいたかと思いますが、まず、濤釣沼について

て前向きな記録を残せないかというご意見だったと思います。今すぐにご指摘にかなうような手だてができるかどうか、今はお答えできない状況です。申し訳ございません。

2点目につきましては、期間満了で更新しないということについての扱いになりますが、こちらにつきましては、今回の諮問の根拠は法律にございまして、法律の中で期間満了になることも審議会の意見を聞かなければならないということになっておれば、我々としても当然ご意見を伺う形になるのですけれども、どうしても、法律上、諮問案件ではないものですから、ほかの更新とか新規指定と同じ扱いにすることは我々としては難しいかなと考えてございます。

○吉中部会長 ほかの委員からは何かございますか。

今のお話であれば、例えば、濤釣沼については、今回の答申の中に附帯意見として付け加えることはあり得るかと思っております。あるいは、答申しないという極端な意見もありますけれども、できるだけ早く鳥獣保護区にしたいと私は思っておりますので、その上で、今後に向けて、もし明確に残すとすれば附帯意見をつけるということかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

文言についてはこれから調整させていただきたいと思っておりますけれども、今後、特に重要な地域については特別保護地区の指定も検討すべきみたいな附帯意見をつけるのはいかがでしょうか。

○白木委員 それでお願いできればと思いますが、それであれば、大島のほうも外来種対策に関して何か附帯で添えていただいたらいいのではないかと思います。

○吉中部会長 皆様、いかがでしょうか。

○児矢野委員 大島のことですけれども、管理方針のところに、対処方法について検討する努力をするというようなことを一文入れることはできないのですか。

○吉中部会長 では、一つ一ついきたいと思っておりますけれども、濤釣沼に関しては、この後、事務局とも相談しますが、先ほど申し上げた形で、附帯意見をつけた上で答申する。もう一つ、渡島大島については2通りのご提案がありました。附帯意見に何か書くか、あるいは、アンドかもしれませんけれども、管理方針のところにも何か書き込めないかということです。

管理方針のところに書き込むというのは、事務局としては可能なものなのでしょうか。

○事務局（車田課長補佐） 渡島大島に関して、資料の91ページの管理方針のところにアナウサギ等に関する方針を書き込めないかということでございますが、ここに至るまでに、各地元をはじめ、関係機関との協議、意見照会等をした上で今の形になっておりましたので、中身に何らかの新たな記載を入れれば、また一から意見照会等をしてということになりますので、手続の手戻りといいますか、最初から意見照会等をしないと難しいところもありますので、今すぐ、ここに新たな記載をいたしますとは回答をしかねる難しい状況かと思っております。

○吉中部会長 ご説明をありがとうございます。

いかがでしょうか。

○猿子委員 渡島大島については、特別保護地区として指定はされているのですが、私が行った感じでは、ウサギもさることながら、ネズミが非常に多くて、オオミズナギドリもさにあらず、ほかにオオセグロカモメとかウミネコとか水鳥もたくさん繁殖しているのですが、草地にはほとんど降りてこないのです。というのは、ウミネコは、草地があって、そこに来て卵を産めば繁殖できそうな雰囲気はそこらじゅうにたくさんあるのですが、多分、ネズミが卵やひなをほとんど食い尽くしてしまって、こんなところを特別保護地区に指定して何の意味があるのかと私は思いました。

だから、そこをきちんとうたってくれないと、ただ保護地区だけ指定したという名目だけで終わると実質中身は何もないと。地元の鳥に詳しい方も、ここはネズミとウサギの島で、鳥はほとんど壊滅状態だよねと思っているような雰囲気なので、中身を取るか、ただの保護地区だという名目を取るかという二者択一だけでも、鳥的に考えれば、まずは中身を取っていただきたいです。できれば海鳥たちが安心して繁殖できるような、すめるような場所にしてほしいというのが私の切なる気持ちです。

○早稲田委員 渡島大島ですけれども、私も実は行ったことがありまして、確かにドブネズミがすごいのです。ドブネズミは特に海鳥への影響が大きいということで、海鳥とネズミの問題は、離島の辺りでは、ほかにも天売島とか、そういった問題が結構あるのは事実ですので、その部分が何かしらの形でこの中に書き込まれているべきかなと正直思います。

その上での落としどころだと思いますけれども、ここに書き込むのが難しいということであれば、附帯意見的なところで、ネズミと書くかどうかは別にしても、ほかの生物の影響についてもきちんと把握していく、検討していく努力をするというような記述をつける形もありかと思っております。

○吉中部会長 事務局からお願いします。

○事務局（小島野生動物対策課長） ドブネズミ等の対策についての表記の件ですが、児矢野委員がおっしゃったように、管理方針の二つ目のところで、関係機関等と協力しつつ適切な保護管理に努めると記載しておりますので、そこに含めた形で考えていただければと思います。関係機関というのは、当然、オオミズナギドリの保護を所管しております文化庁とも連携してと考えておりますので、そういったことで対応したいと思っております。

○児矢野委員 どうもありがとうございました。

大変苦慮しておられるのはよく分かるのですが、適切な保護管理に努めるとするのは非常に幅が広いので、今、複数の専門家の方々のお話を聞くと、ここに含めるという形で解釈をして次に回すは、私はやや責任を感じるのです。

ですから、例えばの案ですけれども、もう一つ、早稲田委員がおっしゃった附帯意見に入れるというのも確かにありかもしれませんが、附帯意見というのは非常に弱いので、この管理方針の中にドブネズミとアナウサギという状況に鑑みて、対処方法について関係機関で協議して検討するように努めると入れるという案を押したくて、調整が必要だとお

っしゃっていましたがけれども、例えば、条件つきと言ったら変ですが、取りあえず今回はペンディングにさせていただいて、すぐに地元と協議していただいて、もし地元のほうがそれでもいいという形で調整がつけばそれで答申ということにして、もし地元のほうからやっぱり厳しいという反応が来たら、手続的には稟議という形もあり得ると思います。審議会の稟議ですね。

改めて向こうの反応を聞いて、会長と事務局でご相談いただきながら、稟議というのはよく会議でやると思うのですがけれども、もし地元が認めるのであれば認めた形で通すということを今回決めて、もし通すことについて先方が難色を示してきたら調整をして、その結果を稟議にかけるというやり方も手続としてはありかなという気がいたしますが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 時間が大分押しているようなので、早くしたいと思いますが、今の児矢野委員からのご提案は、今日、即日答申ではなくて、そこをペンディングにした上で事務局で地元とも再調整していただいて、修正できるのであれば早急にしていただいてというご提案です。その場合に、皆さんにご意見をいただく、あるいは、私にお任せいただいて、そのときに判断させていただいて、その日付で答申するというやり方もあると思いますが、事務局はいかがでしょうか。

○事務局（小島野生動物対策課長） 資料1-2の2ページの事務手続の流れにありますように、大島の1件の案を修正するに当たったとしても、指定計画書案の作成からまたやり直して、案の告示も経ないとならないものですから、また相当な時間がかかってしまうのです。ですから、計画書の案を修正するのはなかなか難しいと考えています。

○近藤委員 私は、これでいいと思います。

○吉中部会長 いかがでしょうか。ほかの方からご意見はありますか。

○白木委員 もしこれが通らなかったら、10月から狩猟可能な区域になってしまうということですね。それは非常に問題ですので、もしどうしても手続的に無理であれば、例えば、具体的な対策を速やかに検討して実行するといった附帯を入れていただくしかないと思います。

また、外来種対策は、ほかの生物多様性のほうでも扱っていくことになりますので、そういったところに含めていくとか、実際に進めることが一番必要なので、そういう形で。

○事務局（小島野生動物対策課長） 事務局としても、白木委員がおっしゃったように、附帯意見としてご意見をいただけるということは非常に重いものと考えておりますので、そういったことで対応していただければと、案を修正するよりはそのほうがよろしいかなと考えております。

○吉中部会長 いかがでしょうか。

○白木委員 附帯に入れた場合に、実行してその内容を審議会で報告するとか、そういったことまで入れられるのですか。実際にどうなったかという報告をすることに入れられるのか、ということです。

○吉中部会長 それは、附帯意見の書きぶりで少し考えてみたいと思います。

今回のことに関しては、まさに10月の狩猟開始までに、特に濤釣沼を保護区にできるかできないかというタイムラインが決まってしまうのでこういうことになってしまいましたけれども、本来であれば、時間的余裕を持ってこの審議会に諮問をしていただきたいと思います。議論した上で、この計画書案についても、今回のようないろいろな専門家のご意見が出てくるわけですから、それが時間によって全く反映できないというご回答は、今後、十分に考慮していただければありがたいと思います。

時間も押していますので、まとめたいと思うのですがけれども、鳥獣保護区の新規指定、特別保護地区の再指定については、諮問どおり答申をさせていただき、ただ、附帯意見として、濤釣沼の特別保護地区の指定を検討すること、それから、渡島大島の対策を関係機関とも協議しながらしっかりと講じていくこと、プラス、その結果について審議会にて報告することというものを入れるべきというご意見だったと思うのですが、そういう形で進めてよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 では、附帯意見の中身については後ほど調整させていただければと思います。

○白木委員 風連はどうですか。

○吉中部会長 風連はどうなっていたのですか。

○児矢野委員 風連の件ですけれども、多分、先ほどの白木委員の提案は、次の鳥獣保護計画の中に、審議会の諮問の対象にするという話ではないですね。

○白木委員 法律的に審議できないということですが、扱い方については少し検討が必要だと思います。

○児矢野委員 ですから、審議会ですらそれを扱うという話ではなくて、次の鳥獣保護計画の中で、外す場合に考慮すべきことをうまく書き込めるような形に持っていくという提案ではないかと思います。今、諮問されている対象ではないのでどうしようもないのですが、そういうことですか。

○白木委員 14次がいつになるのか分からないですが、申し送り事項として、そのときにぜひご検討いただきたいということでした。

○吉中部会長 次の事業計画検討の際に、更新しない案件についても十分なお説明をいただきたいということだと思っておりますけれども、事務局、よろしいでしょうか。

○事務局(車田課長補佐) 事務局よりお答えいたします。

現在の第13次鳥獣保護管理事業計画は、令和4年、昨年からの5年間の計画でして、これを立てるときに計画も諮問案件として諮問させていただいておりますので、当然、14次のときも計画の案について諮問させていただきます。

その中で、次回、今ご指摘があったような、満了のもので更新しないものがあるのであれば、きちんとご説明した上で、お出しできる資料も添えて、それも含めて事業計画をご

審議いただく形になろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

法律上、期間満了になるものは個別案件として諮問の対象になり得ませんので、計画を諮問して議論していただく、その中で満了の件についてもご議論いただくというか、きちんとこちらからもご説明を申し上げて、資料もできるものをお出しして、計画の審議の中でそれをご審議いただくということは当然可能かと考えますので、そのようなことでのいかがでしょうか。

○白木委員 それでもいいと思うのですが、それはどこかに決まり事として残していくことはできるのですか。

○事務局（車田課長補佐） 決まり事というか、計画の案について諮問しますので、満了についても計画の中に入っておりますから、あえて何かに明記しなくても、当然、計画の段階でご審議の対象になるというふうにご理解いただければと思います。

○白木委員 逆に言うと、今回も計画の段階では入っていたわけですね。

○事務局（車田課長補佐） 正確に申し上げますと、資料1-1の1ページの中段の表に満了が1件ありますけれども、これは風連とは別でございます。当初の計画の中で、既に満了して、これは更新しませんという計画上のものです。

ただ、風連につきましては、イレギュラーな形で、計画上は更新予定でしたけれども、今回、具体的手続に当たって更新をしなかったという形になります。

○吉中部会長 私も、期間満了が風連のことと誤解していました。ということは、次期計画を立てるときにも、想定できなかったものが計画期間中に発生すれば今回のようなことはあり得るということですね。それを数値基準等に照らして諮問案件にならないことは十分あり得るという整理ですね。

○児矢野委員 理解不足で非常に恐縮ですけれども、これは、部分的な変更と言ったら変ですけれども、そうなりますね。計画に入っていないものを満了にするという話なのですね。そういうものが生じる場合には、諮問対象ではないので別に諮問の対象にはならないのですけれども、十分な資料をもって説明するというような努力規定を次の計画を立てるときに、次の計画なので次の諮問になりますけれども、そのときに入れるという形での対処になると思います。

それを計画に入れておけば、今後、もし今回の風連のような状況が生じたときには、諮問対象ではないけれども、取りあえず説明の対象にはなるので、どうでしょうかと思いました。

これは、先の審議会の話なので、ここで拘束力があるわけではないですが、議事録に残していただくことになるのかなという気がします。

白木委員、どうでしょうか。

○白木委員 そのようにできるのであれば、それでいいと思います。

○吉中部会長 具体的に言いますと、次の計画策定の際に。

○児矢野委員 そういう一文をどこかに入れてもらうように期待すること。

○吉中部会長 次の14次の管理事業計画を議論する際に、期間中に変更があった場合は、変更該当しない規模のものであってもしっかりと説明、審議をするべきということですね。

○児矢野委員 該当しないというか、答申の対象とならないようなものについても、資料を添付して確認する対象事項ではないので確認するというのは変かもしれませんが、そういうようなことを入れてもらうように。

○白木委員 どうしてこのようなことを申し上げるかという、ここで話をしただけだと、なかなか次につながっていかないことが多いです。では、次回までにそうしましよとなっても、以降の審議事項として二度とでてこない、ということが多いのです。ですから、重要なことは次回以降に審議する申し送り事項として残していくことは非常に大事だと思っているのです。

これは答申とは関係ないので、今、いい方策がなければ、事務局のほうで何か案を考えていただいて、逆にそれを戻していただくような形でもよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉中部会長 今日のところは、先ほど申し上げた2件に附帯意見をつけるということで答申させていただいて、今議論していただいたことについては継続して事務局で検討していただいて、次回部会、あるいは、私と調整していただいて、必要があれば各委員にご意見をメールベースでもお伺いして、何らかの形で次につなげる方策を見いだしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 では、どうぞよろしくお願いいたします。

答申の附帯意見について、後ほど事務局と調整させていただきます。

時間の管理が全くできていなくて申し訳ないのですけれども、議事の二つ目に移りたいと思います。

(2) 令和5年度エゾシカの可猟区域及び期間等についてです。

誠に申し訳ありませんが、事務局からの説明を極力簡潔にお願いしたいと思います。

○事務局(坂村課長補佐) 私は、坂村と申します。エゾシカ対策係です。

資料の2-1からご説明させていただきます。

エゾシカの可猟区域及び期間等についてですが、これは法律で定められておまして、北海道はエゾシカを第二種特定鳥獣に指定しておまして、これに対する計画をつくって、先ほど来、お話が出ていました鳥獣保護管理事業計画にそれを搭載しまして、第二種鳥獣として、増え過ぎた鳥獣として捕獲を推進する目的として、規定に基づく捕獲する期間を延長したりすることができるという規定に基づいて期間を延長するものです。

経過については、今、シカが非常に増えているということと、農業被害も一時期増えたものが減って、それがまた再上昇している状況があることをまずお伝えしておきます。



2 ページ目をお願いいたします。

令和5年度の可猟区域、期間等の設定の考え方になるのですが、基本的には、現状としてできる部分の最大限の期間及び区域設定をしているということで、昨年度と同様に、メスジカの捕獲についても制限を設定しないということや、可能な範囲で最大限捕獲を進めるための狩猟の期間、区域を最大に広げて進めるということについて記載がされております。

それ以外に、可猟区域から除外する区域としては、昨年と同様、国有林の中に設定されている森林生態系保護地区や、緑の回廊、あるいは希少動植物がある場所などについて可猟区から除外している部分がございます。

可猟期間についてですが、ページを飛びまして2枚目の裏側にカラーでAからEの猟区ということで、各地域とその期間を書いております。

さらに、この表を基にしてつくった地図が、もう1枚先の3枚目の裏側に北海道の大きな図がありまして、こちらにその期間と区域が設定されております。

区域が短くなっているのは、農業の収穫、準備期間、あるいは酪農と森林整備等の作業があるということで、この期間については、安全を考えて銃の狩猟を控えていただきたいという地元町村からの要望等もございまして、期間を短くしております。

元に戻っていただきまして、3ページ目です。

こちらは、今、可猟期間の区域ごとの説明をしましたが、この区域と重なるものではないのですが、東部地域、北部地域、中部地域、南部地域の現在のエゾシカの捕獲状況、並びに、それに基づく個体数の状況等について記載しているものです。

個体数の状況については、今、どの地域でも増えているという専門家のご指摘がありまして、それについては資料2-3になります。

北海道エゾシカ管理計画（第6期）における固体数推定手法についてということで、これは、エゾシカ対策有識者会議の専門家に北海道で行っているライトセンサスの結果に基づいて生息状況を分析してもらっているのですが、ここ3年ぐらい、ライトセンサスによって発見されるエゾシカの数が相当増えており、計算方法をこれまでの方法に当てはめると理論値上おかしい数字が出てくるということで、あまりにも高過ぎて密度としておかしかったり、増加率としておかしかったりという数字が出てきたので、ここについて改善が必要ということで、3年間、その検討をずっと続けてきたところでございます。

こちらにも書いていますが、下にグラフがございまして、旧モデル、新モデルということで、乖離があったものが計算方法の検討でようやくある程度の修正がなされたところではあるのですが、引き続き、まだ改善の余地もあります

一方で、それぞれの地域については上昇傾向にあることは間違いのないという専門家のご意見がございましたので、それを踏まえて、今回も最大限の捕獲を進めていくということで執り行うこととしております。

次に、3枚目の頭に捕獲数の制限と書いてございまして、メスジカは無制限で捕獲でき

ることになっている一方、12月1日以降については、オスジカの捕獲については1日当たり1人1頭までという制限をつけてございます。こちらについては、メスジカをたくさん捕獲してほしいということと、12月以降、実はメスが比較的捕獲しやすい状況になるということも踏まえまして、その時期に向けてメスジカを大量に捕っていただくためにオスジカの制限をかけているということです。

6番目のその他の設定年度についてですけれども、毎年被害状況、それから、自然条件の中で生きているシカなので、突如、病気とかで急激な減少がある場合もありますので、そういったところに対処できるように単年度の措置とすることにしております。

調査研究については、モニタリング等について専門家の力を借りながら全道的に展開していくという状況です。

それから、銃猟の自粛区域ということで、別図4参照ということで、今見ていただいている紙の2枚後の図面ですが、宗谷管内のところに自粛区域として設定させていただいております。こちらについては昨年と変わらない図になりますけれども、このエリアに希少猛禽類の繁殖が見られるということで、営巣に関して重要な時期である2月、3月については銃猟を控えていただきたいをお願いをするものです。こちらについては、基本的にお願ひ事項ですので、罰則規定等はないのですが、ハンターさんの方々にご理解をいただくということで、全ハンターさんにお示ししていくことを考えております。

これ以外に、狩猟の指導取締りの強化ということで、北海道エゾシカ対策推進条例に基づいて、北海道内では鉛弾の使用を禁止しているということで、こちらについても所持の禁止ということで、使うことも鳥獣保護管理法で北海道の規定として禁止していますので、こういうことで進めていきたいと思っております。

その後、斜里町では、この期間について、一部区域において休止区間を決めて、その間、そこに集まって逃げていたシカをまた呼び戻してやるという捕獲の体制を取るということです。これについては、国で実施している知床半島エゾシカ管理計画と連動して進めておりまして、その状況をいろいろ見ながらということもありますので、引き続き、このやり方で進めていって、知床半島エゾシカ管理計画の中で調べている生息状況の中身と整合が取れるように、当面はこの形で進めていきたいと考えております。

それから、資料2-2になります。

こちらについては、可猟区、期間等について、利害関係者等に意見を聞いております。おおむね賛成の意見をいただいておりますが、北海道猟友会からは3点ほど反対意見をいただいております。農林業の生産活動とはいえ期間を短くするのはいかなるものかということと、狩猟期間をできるだけ統一していただきたいということです。こちらについては、いずれも市町村から、地元からの要請を受けて安全に農作業等ができるようにという意見を伺っておりますので、こちらについては、申し訳ないのですが、市町村等の意見を尊重して期間の設定をさせていただきます。それから、12月以降のオスジカについても、オスジカは捕食量も多いため、捕獲することによって農業者への支援にもなるのではない

かということで、1日1頭の制限を撤廃して2頭に緩和していただきたいということではあるのですが、これは短期的なものではなく長期的な中でメスをどうしても減らしていかないと数のコントロール、生息数の減少につながっていかないということもありますので、こちらについても、当面の間はメスの捕獲を優先する形を取らせていただきたいという回答をさせていただいております。

最後に、資料2-4をご覧ください。

こちらについては、道内に2か所の猟区を設定しておりまして、占冠猟区、西興部猟区となります。猟区というのは、釣りで言う釣堀みたいなもので、管理者がそこでの狩猟を実施して、お金を払った一定の人しか入れないようにするというので、安全というか、より取りやすい形で捕獲できる場所をそれぞれの村が設置している状況です。

こちらに、それぞれの猟における成績状況ということで載せておりまして、令和2年に始まったコロナの影響からしばらく減っておりましたが、昨年度は大分回復しているという状況ですけれども、まだコロナ前の状況にまでは至っていません。今年度、コロナが5類に移行して、またたくさんの狩猟者が道外から入ってくることに期待して、捕獲数が増えるのではないかと考えて、これも同様にそのまま猟区として設定していくことを考えております。

以上です。

○吉中部会長 今のご説明に対してご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○白木委員 ご説明をありがとうございました。

シカを減らさなければいけないときに逆行するような意見で申し訳ないのですが、私の意見と関連するのは、本文であれば6のその他の(3)、それから、図の別図4です。

先ほどご説明していただきましたが、希少猛禽類の繁殖期の2月から3月、4月辺りが人間活動によって影響を受けやすい時期なので自粛をさせていただいている地域というご説明をいただきました。それは非常にありがたいのですが、これは大分前につくられたものでして、そもそもは20年ぐらい前に一度、全道レベルのものをまずつくって、その後、五、六年前にこちらを作成しました。

本文では宗谷管内が希少猛禽類の生息地として重要なので自粛域を設定とありますが、実際は、オジロワシの繁殖地がある場所で、かつ、そのときはエゾシカがかなり集中して狩猟の必要性が高い場所であり、さらに地元との調整ができた場所が、今示しているメッシュに示されています。

ワシの繁殖地も変わることもありますし、何よりエゾシカの個体数や分布年によって変わっていくものだと思いますから、定期的な見直しが必要です。ただ、それには労力や時間がかかるので、なかなか難しいということもあります。

ただ、漠然と、効果に疑問のあるような昔の資料をそのまま出していくというのはあまり意味のあることだとは思われません。エゾシカの個体数は何年ぐらいでどのくらい変わるか私はよく分からないですが、数年おき程度にはこの図の見直しが必要です。シカの狩

猟の必要性が高い場所と希少鳥類の繁殖地、あとは地元との調整が必要になります。また、過去に作成したのはここにあるように宗谷管内だけなのですが、エゾシカ狩猟と希少猛禽類の生息地のある場所を含む、全道レベルで策定すべきです。また、現行ではオジロワシの繁殖地だけしか入っていないのですけれども、ほかの猛禽類にも影響を受けやすいものがありますし、タンチョウであったり、保護増殖事業の対象種や希少種に関しては追加していくべきだと思っています。

もう一つは、効果の検証です。

自粛はあくまでお願いベースで、実際効果がどうだったかということが分からないのです。ただお願いしてそのまま出しっ放しにするのではなく、効果の検証を本来はやっていくべきだと思います。

何度かこういった意見を出していますが、なかなかそれが実施されてきませんでした。確かに、お金も人手もないとのことで難しいとは思いますが、少しずつでも進められるような形で実施していただきたいと思っています。

関連して、6の(2)の調査研究に、生物多様性に与える影響の発生状況を把握するとあります。これは、恐らくエゾシカによる影響がどんなものかということ把握するということで書かれていると思うのですが、その発生状況に関しても、もし調査をされているのであればその結果をお示ししていただきたいと思ひますし、それから、猛禽類への影響に関しても、生物多様性に与える影響の一つであるので、効果の検証ということで示していただければと考えています。

○吉中部会長 事務局から何かありますか。

○事務局(坂村課長補佐) 数年で見直していくということについてはやぶさかではないのですけれども、今、全道に拡大しているということで、徐々に生息場所も営巣地も増えてきている状況という中で、今、我々は最大限捕獲しているやり方を取っています。そういう中で、今、営巣地が増えているということであれば、狩猟の影響を受けているものは少ないのかなというところもあって、自粛区域を設けていない地域にも広がっているということであれば、自粛区域を設定すると、以前も問題になりましたけれども、カメラマンの方がわざわざ写真を撮りに行って逆に営巣を邪魔してしまう、その場所を公表することによってばれてしまうということも発生するとも聞いております。

そういった中で、どのように専門家の方と意見を調整すればいいかということで、我々も生物多様性へ与える影響については細かい部分まで知ることがなかなかできないので、そういった機関と連携しながら情報を得ていきたいと考えております。

○吉中部会長 私の記憶が定かではないのですけれども、去年のこの議題のときにも全く同じような議論があったような気がしています。それについて、どこかで一度報告していただけないでしょうか。

検証結果とか、オジロワシ・オオワシ保護増殖事業検討会と連携してやるということも前回もおっしゃったような気がするのです。保護増殖事業検討会には白木委員も入ってい

らっしゃるのではないかと思いますけれども、全道のオジロワシの営巣箇所を保護増殖事業検討会でどこまで公表していて、どれくらい重要で、そこで銃猟によってどういう影響があるのかなのか、議論されているのかどうか私は分かりませんが、その知見も参考にしてくださいということであればぜひしていただいて、どこかで進捗状況についてご説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（坂村課長補佐） 環境省にも聞いていたのですけれども、調査中というご回答をいただいている、まだ詳しい状況を我々も分かっていません。この場でもちゃんとした答えができないところもありますので、環境省から情報をいただいた上で、さらに我々が進めている捕獲とどう関係があるのかということ併せて考えていきたいと思っています。まずは環境省からデータ等をもらうことが先になるかと思っていますので、そこについては改めて環境省に相談させていただきたいと考えております。

○吉中部会長 ありがとうございます。

○白木委員 先ほどは回答をいただいてありがとうございます。

その中で、営巣地が増えているのでエゾシカの捕獲の影響はないというお話でしたが、営巣地数の増加とはあまり関係なくて、むしろ繁殖への影響ということ懸念しております。

繁殖状況の影響については、道のモデル事業で、例えばワッカ原生花園であれば国定公園、あるいは、鳥獣保護区で行う狩猟が、オジロワシの繁殖にどのように影響するかの査定が行われました。その結果、1例だけなのですが、ハンターがどのような行動をとると影響しやすいとか、このような方法であれば繁殖に影響を与えないとか、一連の示唆的な結果が得られております。

ですから、まずはそういったものを確認して狩猟による影響の低減を図っていただきたいのですが、1例しかないので、今後もモデル事業の中で同様な検証に取り組んでいただきたいです。

もう一つは、環境省から繁殖の状況のデータをもらうということですが、繁殖成績データだけだと、ハンティングの影響の査定は多分難しいです。というのは、ハンターがいつどこに入って、どう動いているか、というデータと照らし合わせて、初めてその影響が推測できるからです。

現行では地点の特定を回避するために、二次メッシュで営巣地を公表しています。

回答に関して、少し意見をさせていただきました。

○吉中部会長 この件についても、次回の部会で、今お話があったことについてどんなことを考えていらっしゃるかということ事務局で整理してご説明ください。

○白木委員 そのときに、生物多様性に与える影響の発生状況という点に関してもお示しいただければありがたいです。

○吉中部会長 ほかによろしいですか。

○児矢野委員 私は、別の件で2点あります。

まず一つは、資料2-2を拝見すると、北海道猟友会から、安全性に関して注意喚起があるわけです。

私は記憶していますが、以前から猟友会の方はおっしゃっていて、確かに、道の見解を拝見すると、経済的な利益とか地元との調整によってやむを得ないというご判断のようですけれども、安全性というのは非常に重要な考慮要因ではないかと私は思っています。これは何年か前から毎回出ているように私は記憶しているのです。猟友会の実際に猟をやっている方が危険であるとおっしゃっているということはかなり重要な問題で、この結果、万が一事故が発生した場合に、猟友会としては、毎年、何回も何回も注意喚起をしていたということで道の説明責任が問われると思うのです。

ですから、ここの部分は、調整の結果だから致し方ないと言われればそうなのですが、次回以降は、安全性の部分について専門家が毎年問題提起をされているということについては重く受け止めて、市町村との調整等で重視していただいたほうがいいのではないかと思います。事故が起きる前に対応するというのがリスク管理の基本だと思いました。

もう一点は、先ほど白木委員がおっしゃったこととやや似ていて違うのですが、宗谷管内の一部については自粛区域としているというお話なのですが、自粛の状況というのは、あくまでも自粛なので報告義務も全くないのですが、先ほど会長がおっしゃっていた今後のことも含めてのご説明の中で、実質的にどの程度自粛になっているのかということについて調べてご報告いただいたほうがいいような気がします。

関係者にアンケートをやれば分かることではないかと思うのですが、これは自粛ですので、やっても罰則も何もないわけだから、アンケートには正直に答えていただけと思うので、そういうことも考えた上で今後のことを検討したらどうかという気もいたしました。

以上です。

○吉中部会長 安全面については、毎年同じようなやり取りだったような気がします。それも含めて整理していただいて、次回にご報告いただければと思います。

また、安全面のところについても、ここではこういう理由で原案どおりにしたいという道の見解が書かれてあります。安全を確保するために大変な努力をされていると思うのですけれども、さらに努力していくような少し前向きなものが見えてくるとありがたいという気がします。これは個人的な意見です。

○近藤委員 身内のことで大変恥ずかしい質問なのですが、資料2-2の猟友会の本部の意見は何日頃にいただいたのでしょうか。

○事務局（坂村課長補佐） 7月6日にご回答をいただいています。

○近藤委員 7月6日ですね。分かりました。

毎年同じような文章を本部で出しているのかなという気がしたので、お聞きしました。

また、一つ確認したいのですが、先ほど道から町村の意見云々とありまして、私の解釈が間違っていたら教えてもらいたいののですが、エゾシカの有害駆除で1日に捕獲する数に制限があるのでしょうか。

○事務局（坂村課長補佐） 有害駆除は捕獲数の制限はないです。

○近藤委員 この会議に来る前に、檜山管内7町のエゾシカの有害駆除の状況を聞いてきました。檜山は7町ありまして、奥尻町はもともとシカ猟ができませんので、6町になります。6町のうち5町がエゾシカの有害駆除は通年駆除です。要するに、12月1日以降もやります。1町村だけが9月30日で終わるという話を担当者から聞きました。ということは、10月1日からハンターさんが狩猟という看板と有害駆除という看板を2枚背負って現場に出ている状況です。

それで、資料2-1の3枚目の5の捕獲数制限という説明は、果たして実効性があるのでしょうか。

それから、市町村の職員の意見ですけれども、私が聞きました檜山の農林課の職員は、冗談じゃない、調整よりもとにかく捕獲です、農家さんはどれだけ困っていると思いますかと。そして、ある役場の職員は、この12月1日以降のオスジカ捕獲の制限をやめてくださいと言っているはずですよという声がありました。

でも、実際問題として、先ほど言ったとおり狩猟と有害駆除の2枚看板を背負ったハンターさんが私の町でも通年やっています。隣の函館からもハンターさんが狩猟で入ってきます。

そういう中で鹿を取っていますけれども、例えば、12月に入って雪云々となったら、私たちの道南でも捕獲するいいアングルがないのです。ですから、これは努力義務で結構ではないかと私は思っております。

また、こういう捕獲制限をすると、ヒグマと同じようなことを繰り返すと思っています。

○吉中部会長 事務局から何かありますか。

○事務局（坂村課長補佐） 当然、オスジカが与える被害は重々承知しておりますけれども、今、我々が直面しているのは、エゾシカが増加してどんどん農業被害が増え、自然、生態系にも影響が増えるという中で、エゾシカはやっぱり減らしていかなければいけない状況にあるということです。

そのために、時間的にもそうですし、金銭的な面でも、弾1発幾らという中で、できるだけそれを有効に使っていただきたい、それによってメスジカを減らすことで全体の減少に導くということに基づいて考えていますので、これはできるだけご理解をいただいて、やはり、メスの駆除が被害を減らすことにつながるので、5年レベルの時間はかかるかもしれないのですけれども、直面したオスの食害を減らしたいということとは意味合いが全然違いますので、この辺についてはご理解をいただきたいと思います。

○近藤委員 当時、シカの関係では、有害駆除というのは畑に作物があるときでなければあり得ないでしょうという時代だったのです。畑に作物がないのにどうして被害が出たのですか、もう収穫は終わっていますよ、それなのにシカを取るのですかと言われた時代だったのです。ですから、9月30日、10月30日、11月30日がエゾシカの有害駆除の期限だったのです。

ところが、その後、だんだん話が変わって、増え過ぎて、予察駆除で取りましょうという考え方になってきていますから、9月30日を過ぎても3月まで有害駆除の許可を出しますということになったいきさつがあると思うのですけれども、その辺の流れはご理解しているでしょうか。

それなのにまた制限するというのは、また悪い結果になるような気がしています。

取りたい云々という問題ではありません。私たちもそれなりのことをやっております。

それと、わなをやる方もいます。そうすると、わなでも取れています。ただし、銃猟と違ってオスだけを取る、メスだけを取るということはできません。どちらでもかかったら捕獲してしまうという感じになります。オスとメスは見た目ですぐに判断がつかますので、引き金は引けます。

いずれにせよ、先ほど努力義務と言いましたけれども、私はこの表現で構わないと思います。ただ、私たちは有害駆除で駆除しますので、そういうことで考えています。

○事務局（坂村課長補佐） お話のあったとおり、有害駆除についてはオスの制限はないので、冬場でもオスを捕獲できます。1頭でも捕獲ができるということもあります。

それから、今回の件に関してはあくまでも狩猟ということですが、有害鳥獣駆除は、許可捕獲ということで、そこは分けて考えています。

当然、夏場は、目の前で農作物をむしゃむしゃ食べているオスを殺せないのかといったら、そんなことはないということも重々理解しております。

そうしたこともあって、要するに、秋の収穫期以降に集結するシカを捕獲する中で、わなでは無理ですが、銃猟においてはある程度雌雄を区分して捕獲もできるであろうということを見越してこのようなお願いをしております。

ここについては、あくまでも狩猟ということなので、それぞれの意思が働く部分ではあるかなと思います。12月以降については、狩猟は雪でなかなか難しくなる部分もあるので、大きな影響はないのかなということも考えてのことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○近藤委員 分かりました。

○吉中部会長 ご理解いただいたということですが、大変重要なご指摘だと思いますので、これについても、また来年、同じ時期に同じようなやり取りがあったのでは前に進みませんので、ぜひ、早期に検討していただいて、次の猟期に間に合う形で議論がしっかりできるような準備をしていただければありがたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○早稲田委員 皆さんの意見と方向性としては同じです。

一つだけ道の意見の背景で気になっているのは、今のご意見を伺っていると、猟期を延ばせば捕獲数が伸びるという考え方に聞こえていますが、現状は、資料に狩猟の捕獲数は載っていませんけれども、狩猟自体が減少傾向にあるはずで。

その中で、今、狩猟期を延ばせばイコール捕獲が増えるという時代ではなくなっていま



して、その背景には、近藤委員がおっしゃっていたように、有害駆除が1年中行われているというところもあります。

そういった中で、今度は安全面とどうバランスを取っていくかという問題も非常に重要で、ここで事故が起こってしまうと、そこで狩猟できる場所や狩猟の数が減ってしまうということも実際に起きております。

実は、それをこの場で議論するよりも、エゾシカの専門部会がありますので、そちらでいま一度、狩猟と許可捕獲のバランスを取りながら、その上で狩猟期をどう設定するかというところをきちんと議論していただいて、それをこちらにまた戻していただくという方向性が一番合理的かと思っております。

○吉中部会長 全くそのとおりだと思います。

特定管理計画の議論の中で有害駆除と狩猟とをどううまく相乗効果を持たせながら全体として個体数を管理していくのかという視点での議論が必要なのだらうと思っておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

この件につきまして、近藤委員からもいろいろご意見をいただきましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

○近藤委員 この場で質問をしていいのかどうか分からないのですが、狩猟免許の取り方が大変面倒くさくなりました。予約をしないと受けられないという状況になってしまいました。

今年から始まったらしいのですが、北海道猟友会の会長さんは、全然相談がなかったということで怒っていましたことを伝えておきます。

○吉中部会長 ご発言を議事録にしっかりと残したいと思っております。

ということで、少し議論が足りない気もしますし、これについてもしっかりと時間を取って、もうすぐハンターマップをつくらなければいけないとか、いろいろなスケジュールが押ししていると思うので、今どうこうというお話ではないのですが、来年度に向けてしっかりと整理して、必要に応じて部会にも提案いただいて、議論をさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、エゾシカの可猟区域及び期間等について、諮問どおり答申させていただくということでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 では、そのように進めさせていただきたいと思っております。

本日本日予定していた時間は4時までということですが、既に20分超過しております。誠に申し訳ありません。

もう一件、非常に大事な議題が残っておりますけれども、会場も4時40分ぐらいまでには開けなければいけないということですので、實際上、生物多様性の議論は今日は難しいかなという気がしております。

そこをどうするか事務局と相談させていただきたいと思っておりますので、先ほどの答申の附

帯意見の文言整理と併せて、5分ほど事務局と私で打合せをさせていただいて、25分過ぎに再開ということでご協力いただければと思います。

時間が押してしまって申し訳ありません。40分には終わりたいと思いますので、もう少しお付き合いいただければと思います。

[ 休 憩 ]

○吉中部会長 また時間が押してしまって申し訳ありません。

何人かの方にもご協力をいただいて、答申の附帯意見を考えさせていただきました。

こういう附帯意見でいかがかというご提案です。

本文は定型どおりですが、何日付、何とか号で、諮問のありましたことについて慎重に審議した結果、次のとおり意見を付して原案を適当と認める旨、決議したので答申しますということで、1、涛釣沼鳥獣保護区については、今後の特別保護地区の指定の必要性について検討すること。2、大島鳥獣保護区・大島特別保護地区については、アナウサギやドブネズミによるオオミズナギドリの繁殖などへの影響が生じていることに関して、関係機関等と協力しつつ適切に対処すること。

この2点を附帯意見としてつけて答申させていただくという提案です。

いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 ありがとうございます。

それでは、本日諮問をいただいた2件について答申させていただきたいと思います。

1件目は、今読み上げたとおりです。

道指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定についてということで、2点の附帯意見をつけて会長中村太士の名前で知事宛てに答申させていただきます。

もう一点のエゾシカの可猟区域及び期間等についてというのは、諮問どおり答申させていただくということで、全文は読み上げませんが、本日付で知事宛てで環境審議会会長中村太士、件名は令和5年度(2023年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について(答申)ということで、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨、決議したので答申しますという形で答申をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 ご協力をどうもありがとうございました。

それでは、以上で諮問案件2件が終わりました。

もう一件は、これからの我々北海道について大変大事だと思っている生物多様性の保全計画の議事が残っております。

先ほど、40分までにとということをお約束したのですが、会場側と事務局で調整

していただいて、5時ぎりぎりまで何とか会場が使えるということでした。

まず、事務局から用意していただいた資料をご説明していただいて、恐らく今日は実質的な議論ができないと思いますので、次回の部会で実質的な議論を行うということにしたいと思います。次回は9月に予定されていますので、そんなに間を空けないで議論ができるかと思っています。

皆さん、オンラインの方も含めて、もし5時まで残っていただけるのであれば、あと20分ですけれども、もうしばらくお付き合いをいただければと思います。

では、事務局からご説明をよろしくお願いたします。

○事務局（橋本課長補佐） 資料3-1から資料3-3まで、北海道生物多様性保全計画の次期の計画についてご説明させていただきます。

資料3-1には、これまでの検討経過と今後の予定をまとめました。

これまでの検討経過としましては、令和4年5月に親会にこの変更について諮問をさせていただきまして、それ以降、6月、8月と点検、評価に基づきまして論点や考え方をお示しして、それについてのご意見をいただきながら、令和5年3月にその論点を踏まえた次期計画の目標や基本戦略などについて審議をいただきました。そして、ご意見をいただいて修正したものについて5月にご審議いただきまして、6月8日に親会にも同じものを報告しております。

そして、今後の検討内容と審議予定ということで、8月3日に、5月17日と6月8日の親会の審議結果を踏まえまして、次期計画の目標、それから、前回まで基本戦略と呼んでおりましたが、基本方針についてご提案させていただきまして、ご審議いただきたいと考えております。

以降の予定ですけれども、8月以降に3回程度は部会を開いて、さらに基本方針ごとの施策やそれに関連した指標、それから、次期計画の素案全体についてご審議をいただいた上で、親会の答申をいただくところまで持っていきたいと考えております。

続きまして、資料3-2をご覧ください。

先ほど、5月17日に部会、6月8日の親会でご審議をいただいたとお話ししましたけれども、そのときにいただいたご意見を今回の案にどのように反映させているのか、対応の状況について説明した資料になっております。

2030年までの中期目標につきましては、実現可能性にきちんと配慮すべきというご意見と、その表現の中での考え方もあるのではないかと、その辺りを踏まえながら、野心的だけれども、到達可能な目標とすること、それから、中期目標に対して、前回までは基本戦略と言っていましたけれども、今回は基本方針としてお示ししておりますが、国家戦略の中にある状態目標や行動目標も考えていくべきというご意見をいただいております。

このご意見を踏まえまして、2030年までの中期目標の表記を見直しました。

それから、基本方針には、国の状態目標、行動目標と同じものですが、目指すべき状態、取るべき行動を設定しております。

これに関しましては、基本方針、基本戦略に当たるところできちんと目標は設定すべきというお話と、論点の中で生態系サービスの最大化という表現を使っていたのですが、現状、NCPという自然がもたらすものという概念が用いられている中でこの表現は適切ではないのではないかとのご意見もいただきましたので、この表現を使用しないことにしたこと、あるいは、NCPについては、ちょっと進んだ概念ということで、国家戦略でも生態系サービスを使っておりましたので、その辺りの状況も踏まえながら、私たちも記述方法を検討していくということ、それから、前回、基本戦略として自然と関わる機会の創出というものをお示しましたが、その表現、内容では弱いのではないかと、もっと積極的な啓発の意味が含まれるようにというご意見もいただきましたので、基本戦略4、今回は基本方針4としておりますけれども、こちらの内容を見直しております。

そのほか、親会でも、基本方針、それから行動計画に該当するところにご意見をいただいておりますので、この辺りを見直してございます。

続きまして、資料3-3をご覧ください。

今言ったような見直しや新たに加えた部分の内容について、資料3-3でご説明いたします。

1ページ目は全体像ですが、位置づけはこちらに書いているとおりということで、総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、道の第3次計画の環境基本計画の中の個別計画に位置づけられております。

そして、生物多様性基本法で言うところの地域戦略に当たるということで、生物多様性国家戦略を基本として策定しております。

今回の次期計画のポイントなのですが、利用を図りながら生物多様性の損失を低減させ、回復傾向への転換を図るということを中心として掲げておりまして、これは生物多様性の利用とネイチャーポジティブの実現に向かっていくというイメージでございます。

さらに、これまで地域戦略という位置づけではあったのですが、今回につきましては、2050年の長期的な目標、それから、2030年の中期的な目標を掲げた上で、その目標にどのように向かっていくのかというところで、前回までは基本戦略と言っていましたけれども、基本方針を示したこと、この基本方針ごとに目標に当たるもの、今回は目指すべき状態、取るべき行動という表現をしておりますけれども、これを設定したことと、それぞれの目指すべき状態、取るべき行動に対してどのような取組を進めていくのか、施策を示して目標の達成につなげていく、きちんと目標に向かう方向性を示したということが次期計画のポイントとなっております。

計画の期間は、前回もお示しましたが、2030年に設定をしてございます。

そして、構成ですが、本編として、計画の位置づけ、目標、基本方針、目指すべき状態、取るべき行動ということで、本編につきましては、これまでご審議いただいた内

容が記載されることとなります。そして、その方向に向かってどのような取組を進めるのか、いわゆるアクションプランに当たるところですが、そこにつきましては行動計画編に記載をするというつくりにしております。

この二つが生物多様性保全計画の中心になりまして、それ以外の参考になる部分、本道の自然環境の状況や用語の解説、考え方などは基礎資料編に記載するという構成を考えてございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、今ご説明したことを体系的に示したものです。これまでご審議いただいた中でも何度か体系の形で方向性、戦略についてご審議をいただいてきましたが、今回、その辺りについていろいろとご意見をいただいた形で見直しをしております。

長期目標のところは自然共生社会ということで変わっていないのですが、2030年までの中期目標につきましては、前回、ネイチャーポジティブの実現と自然共生社会の実現に向けた意識の醸成というところだったのですが、ネイチャーポジティブの実現可能性がそれほどないのではないかというご指摘などもいただきましたので、この辺りを踏まえた上で、損失を低減させ、回復傾向への転換を図るという表現を使わせていただいております。ここは、私たちとしてはネイチャーポジティブの実現をイメージして実現可能、かつ、評価が可能な中期目標というようなことをご提案をさせていただいております。

そして、この中期目標に向かう基本方針は、これまで基本戦略としてお示ししてきたものですけれども、戦略、戦略と表現がダブっていることもあって、これまでの生物多様性保全計画でも使ってきた基本方針という表現を使っておりますが、いわゆる中期目標に向かうための向かい方が基本方針ということで、戦略と言い換えても構わないものと考えております。

この方針を四つ掲げています。

この四つの構成は、前回お示ししたものと変わっていないのですけれども、いろいろといただいたご意見を踏まえながら、方針の表現のところや、目指すべき状態、取るべき行動の中で整理をしてきたところがございます。

この四つの方針をもって中期目標に向かっていこうということです。

一つ一つの基本方針の中には目指すべき状態と取るべき行動がありまして、この方針に向かうためにどういう目指すべき状態があるのか、この状態に向かうためにはどのような行動を取るべきなのかということが状態と行動になっており、そういう行動を取るべきであれば、具体的にどういう施策が取るべき行動に当たるのかということをそれぞれ方針ごとに示すことで、道として中期目標に向かうためにどういう考え方で、具体的にどういう施策を取って進めていくのかということを見ていただきたいと思いますと考えております。

さらに、横断的・基盤的な取組ということで、この四つの方針にそれぞれ係ってくる調査研究や情報発信、あるいは、連携、人材育成というものに関しては、全体に係る取組としてお示ししております。

個別の取組をざっとご説明しますと、基本方針1の生物多様性の損失をもたらす危機への対処ということで、生態系を健全に保つ保全的な方針になっています。生物多様性の四つの危機に対応することということで、この方針の中で目指すべき状態としては、生物多様性の質と量が回復している、負荷が低減されているという状態で、この状態に向かうためにどういう行動を取るべきかということで、取るべき行動として、希少種の保護、外来種の防除、自然の再生、また、土地利用の変化による影響を回避、低減すること、汚染廃棄物の削減、事業活動、こういったことで生物多様性への負荷の軽減を図る、あるいは、シカやヒグマに代表されるような野生鳥獣のあつれきの提言も取るべき行動の中に含めています。あるいは、1次産業の環境負荷低減事業の推進も取るべき行動の中に入っております。

1枚めくっていただきまして、基本方針2では、1番目で生態系を健全に保つということは方針として示しておりますけれども、それだけではなくて、生態系のつながりを維持、回復、創出していくことが重要という観点と、30 by 30という国際的な目標が提示されている中でそこに貢献していくという観点を踏まえて、土地の適正利用・管理ということで方針を示して、これを実現するための目指すべき状態、取るべき行動というものがこちらに記載されている内容です。

さらに1枚めくっていただきまして、基本方針3では、このように保全し、生態系のつながりでさらにエリアを確保していった中で、しっかりと活用する形を取って、社会課題を解決し、あるいは地域づくりに貢献させるということの方針で示しております。

これに向かうために目指すべき状態としては、地域の課題が解決されている、あるいは自然を生かした地域づくりが行われている状態になっている、それに向かうべき行動としては、ここに書いてあるような気候変動との連携や、地域の自然資本をしっかりと理解した上で地域づくりに活用されているもの、それから、前のご指摘いただいたNCP、自然がもたらすものというのは、文化的な部分で生態系サービスとは別なレイヤーとして考えていくという内容になっておりますので、この中で、地域の自然を背景とした伝統文化の継承、振興を図りながら、道民の生きがいの創出や心身の健康増進を図るという形で考え方を取り込んだ取るべき行動をお示しております。

最後に、基本方針4です。

前回は、自然と関わる機会を創出していくということでしたけれども、そこをさらに一歩進めまして、そのようなつながりを実感して道民の行動が変わっていくというところまでを基本方針に据えました。

そのような方針に向かうべき状態としては、自然とのつながりが日常生活の中で強化されていること、それから、社会の中で自然共生ということがきちんと意識され、行動もそういう形に変わっていているという状態、そのようなことに向かうために取るべき行動としましては、触れ合いの機会の創出や経済活動、日々の消費とか生活という中で生物多様性に配慮する、負荷の少ない形を推進する、経済活動の中で配慮を促進していく、ある

いは、生き物の命を尊重した適切な動物との関係を構築していくということで、このような状態を目指していくということ、今回、基本方針でお示ししております。

前回、具体的なものがなくて、基本戦略としてお示ししていたものに向かうために北海道が何をやるのか見えないというご意見をいただいておりますけれども、この目指すべき状態と取るべき行動をもって、これから具体的な施策にこれからつながっていきますので、ここの辺りで道として何をやろうとしているのかということを見ていただければと考えております。

最後に、横断的・基盤的な取組の部分です。

こちらに関しましては、先ほどご説明しましたとおり、情報収集や調査研究を進めていくこと、あるいは、国内外も含めた様々な主体との連携の促進、それから、人材の育成とか、人材を地域の課題とか生物多様性の取組に効果的につなげていくというマッチングという取組を考えてございます。

今回ご提案する内容は以上ですけれども、最後のところに目次をお示ししております。今の内容は本編に当たる部分でお示していくこととなりますが、先ほどの取るべき行動の部分に北海道の関連施策や新しい取組が出てきますので、これが行動計画編に載ってきます。これは、次回以降の審議会の中でご提案をさせていただきます、関連指標と併せてご審議をいただきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○吉中部会長 本来であれば、ここで皆様からご意見をいただきたいところですが、時間が参りましたので、今後の進め方について皆様のご了解をいただきたいと思っております。

後ほどご説明があると思うのですが、次回の部会を9月上旬で調整させていただいているところです。そこでは、今想定されているのはこの議題のみですので、じっくりと議論をさせていただければと思っています。

それに向けて、今ご説明いただいたこと、また、お配りいただいている資料をご覧になってお気づきの点がありましたら、今のご説明を忘れないうちに委員の皆さんと共有していただければありがたいと思っています。

そういう意味では、可能であれば、今日の夜にでも事務局から全委員に対してCCで意見照会をしていただいて、それに対して、今日、本来ならこんなことを言いたかったということがあれば、皆さんと共有させていただいて、それも次回の部会でもう一度共有した上で議論していく形にしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○白木委員 PDFではなくて、ワードなどにさせていただいて、そこに直接書き込みをさせていただけるとありがたいです。

○吉中部会長 では、そういう形でもう一度配付させていただいて、委員は、どんなご意見でも質問でも構いませんのでまず出していただいて、それも含めて次回に実質的な議論をしたいと思っております。

ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後は尻切れになってしまいましたけれども、以上で予定されていた議事を終わりたいと思います。

その他として、何か共有していただけるようなことはございますか。

○児矢野委員 今日議論したこととは全く別なのですけれども、現在、親会で、前に温対部会と合同でやりましたけれども、改正温対法の脱炭素促進区域の道基準案を議論しています。以前、昨年度だったと思いますけれども、そこで出ている道基準案の中身というのは、実は自然環境に非常に大きく関わるものであります。したがって、恐らく親会だけでは適切に審議するキャパがないということで、自然環境部会でも審議にかけていただきたいという話をこの部会で合意して決定したと思います。

それに関して、親会に具体案がぼちぼち出てきているので、改めて、自然環境部会で検討できるようにしていただきたいということを親会に確認したほうがいいと思っています。

前回、5月に温対部会と合同で開催した際に、原案の具体案が出ていなくて、これでは議論できないので具体案をきちんと出してもらいたいということを確認されているので、ぜひ、親会のロードマップの中に、きちんと原案の具体案を審議する、自然環境部会に下ろしてもらうというお願いをするということの確認をさせていただきます。

○吉中部会長 今のご提案にご異議がある方はいらっしゃいますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉中部会長 では、次の10月の親会ときには、こういうご意見が部会から出て、5月の温対部会との合同部会も非常に短時間で、幾つかが言い放しで終わっているところもあったので、議論してもらうのは大変有意義だし、いい基準をつくるには大事なことかと思しますので、私からも審議会にその旨を伝えてみたいと思います。

○事務局(橋本課長補佐) その件ですけれども、今、こちらで聞いているのは、8月28日に温暖化対策部会が開催される予定になっていまして、その際に、親会の委員の皆さんには傍聴のご案内があって、傍聴だけではなくて、ご意見があればその場で提案もできるという形になっています。実際に親会での審議を検討していたのですけれども、10月12日まで日程が取れないという中でのやむを得ないやり方として、8月28日の部会ときに親会の委員にご意見をいただく機会を設けたいと聞いておりましたので、そこでご意見を反映させる機会はあるのかなと考えております。

○吉中部会長 情報提供をありがとうございます。

親会の委員ではなくて、今問題になっているのは自然環境部会での議論ですので、本部会の委員に28日の温対部会を傍聴していただくことはぜひお勧めしたいと思いますが、それをもって部会での審議に代わるということはありませんと私は理解しております。

部会にもこれだけ多様な専門家に集まっておりますので、いろいろな視点から基準づくりに貢献できる策を見つけていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○児矢野委員 ありがとうございます。



今、事務局からご説明をいただきましたけれども、そもそも私自身よく分からないところがあって、既に温対部会の事務局に申し上げていますが、親会の委員が傍聴するというのがよく分かりません。

いずれにせよ、今、吉中部会長がおっしゃったように、温対部会での検討を親会での検討に代えるということは制度上できないはずなので、その点に関しては、私の法学専攻としての意見を申し上げておきます。

これは親会と温対部会の関係の問題なのでこの部会とは関係ありませんけれども、そう理解しておりますので、親会で10月に議論されるときに吉中部会長からきちんとおっしゃっていただいて、そこで具体的に検討したものというか、出たものをもう一度こちらできちんと議論する形にしていきたいと思います。

○吉中部会長 それでは、以上で議事を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 最後のまとめですけれども、答申は先ほどご説明したとおりです。

それに向けて、鳥獣保護区のほうは二つ附帯意見をつけさせていただきました。

それから、エゾシカの可猟区については、安全面の話や銃猟自粛の効果をしっかりと見るべき、あるいは、有害駆除と狩猟との相乗効果をどうやって求めていけばいいのか、いろいろなご意見、ご提案が出ていましたので、事務局では、それらを整理していただいて、こういう項目が今回提案されて宿題として残っていますということと、それに向けてどういう取組をこれからするのかという大まかなお考え、今回出されたやるべきことについての取組の方針案なり計画案のようなものをぜひつくっていただいて、次回の部会あるいはその次の部会でお示しいただければと思います。

これは私からのお願いです。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして議事を終わりたいと思います。

長時間にわたるご協力をどうもありがとうございました。

マイクを事務局にお戻しします。

#### 4. その他

○事務局（橋本課長補佐） 時間のなかで申し訳ないのですが、今、次回部会の日程調整をさせていただきたいのです。

今、候補日として、9月4日月曜日と9月8日金曜日を考えております。現時点で7名から8名の方は大丈夫ということになっていたのですが、いかがでしょうか。

[ 次回部会の日程調整 ]

○事務局（橋本課長補佐） それでは、9月4日か8日で改めて確認した上でご連絡を差し上げたいと思います。

## 5. 閉 会

○事務局（鈴木自然環境課長） 吉中部会長、大変ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議いただきまして、大変ありがとうございました。

次回の予定については、後ほどご連絡させていただきます。

それでは、これもちまして、令和5年度第2回北海道環境審議会自然環境部会を終了したいと思います。

本日はありがとうございました。

以 上